

研修生規程

(目的)

第一条 歯科技工における専門的、高度な技術の研鑽および研究を目的とする。

(資格)

第二条 歯科技工士専攻科(実習科・補習科)二年の課程を卒業(歯科技工士免許取得者)または卒業見込みのもの、あるいは、臨床研修生の期間を二年修了したもの。

(期間)

第三条 研修の期間は年度当初より1カ年とする。ただし、更新手続きによって継続することができる。

(研修)

第四条 在籍中の研修日については、全日制とし主任教員の指示に従わなければならない。

第五条 研修項目は、臨床技工、技術および材料の研究、学生教育の補助を主とする。

(出願手続き)

第六条 研修を受けようとするものは、所定の検定料を添えて研修生[入学]願書(別紙)または研修生[継続]願書(別紙)を学校長宛に提出しなければならない。

2. 既納の検定料はいかなる理由があっても返却しない。

第七条 出願期日は毎年度別にこれを定める。

(許可)

第八条 出願後、所定の考査を行い、教員会議に諮り、研修を許可する。

第九条 研修を許可されたものに対しては、下記の通知を行う。

1) 研修生入学(または継続)許可通知書

2) 研修費納入通知

(研修費)

第十条 研修費は一カ年100,000円とし、期日までに学校事務局に納入しなければならない。

第十一条 期日までに納入しなければ、研修の許可を取り消す場合がある。

第十二条 既納の研修費はいかなる理由があっても返却しない。

(修了認可)

第十三条 一カ年終了時において所定の出席日数を満たし、研修項目を達したと認められるものには研修生修了証を授与する。

(雑則)

第十四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は教員会議に諮り、検討、改正するものとする。

附 則

本規程は平成12年4月1日から実施する。

平成13年4月1日一部改正